

埼玉県消防学校再整備基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県消防学校の再整備について基本構想を策定するにあたって検討を行うため、埼玉県消防学校再整備基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再整備場所に関する事
- (2) 再整備後の教育訓練（DXを含む）に関する事
- (3) 再整備する施設に関する事
- (4) その他埼玉県消防学校再整備に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。また、第2項の委員長が必要と認められたものをオブザーバーとして参加させることができる。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、事情により委員会に出席できないときは、事前に委員長の許可を得て、代理者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会議は、半数以上の委員が出席しなければならない。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の2分の1以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員及び委員であった者は、非公開とした場合の案件について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、危機管理防災部消防課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行する。

別表（第3条関係）

消防に関する学識経験者
総務省消防庁消防大学校副校長
埼玉県消防長会が推薦する者
埼玉県消防協会会長
女性消防吏員としての経験を有する者
埼玉県消防長会が推薦する女性消防吏員
消防分野におけるDXに関する知見を持つ者
埼玉県危機管理防災部副部長